

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

ホミック通信

Vol. 19

春は名のための風の寒さや号

2013.3

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

春は大抵「きっぱりと」ではなく、あちこち寄り道しながらやって来ます。

近頃、いわゆるアベノミクスのお蔭か、何となく街行く人の顔が朗らかに見えますが、これは本当の春なののでしょうか？ あまりに突然すぎて、半信半疑になりませんか？

対症療法も必要なのかもしれませんが、根本的に強い体づくりの戦略を示してもらいたいものです。

PM2.5という汚染物質が話題になっています。

小学生の頃、夏になると「光化学スモッグ」が頻繁に発生して、体育の授業が中止になるのが嬉しかったのですが・・・

この春は、もしかするとこれから当分の春は、その訪れが手放しで喜べないのかも知れませんね。

■ 家族法研究会

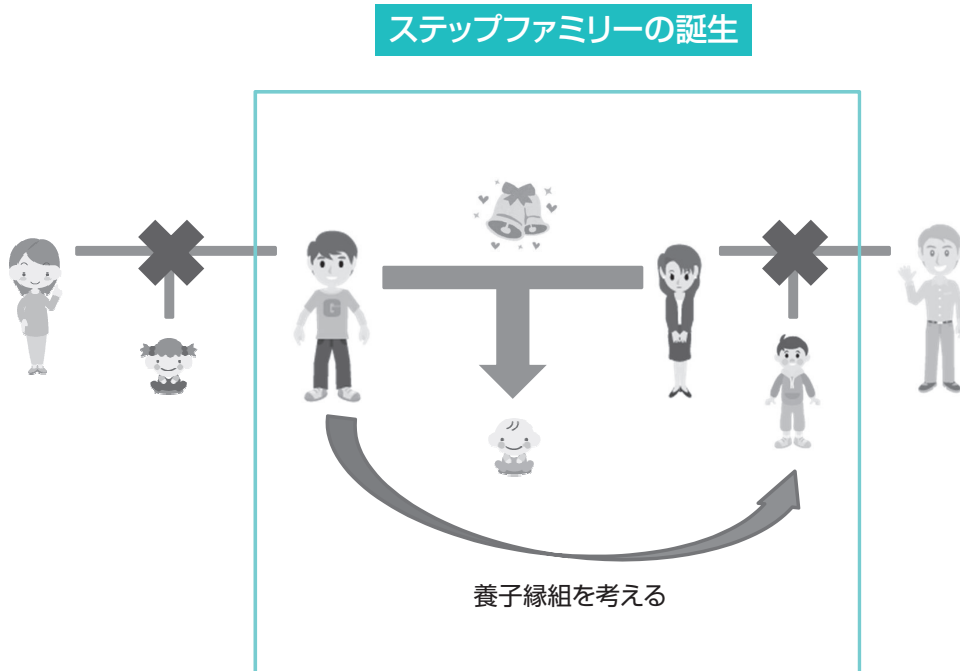
大阪司法書士会に家族法研究会という部署があり、梶田も参加しています。先日、会員向けに研究発表会を行いました。テーマは「離婚×父子関係」。増えてきた離婚の中で軽視されがちな父子関係にスポットを当てて、ハーグ条約、面会交流、養育費、ステップファミリーという切り口で問題点を提示しました。欲張ったテーマ設定かも知れませんが、聴いた司法書士たちが、それぞれに問題点を知って、考えるきっかけになればと企画したものです。

日本の民法では、離婚する際には父母のどちらかを親権者に定めなくてはなりません(819条)、実は先進諸国では離婚後も「両親による共同親権」が続く国が多いとご存知でしたか？ 子の利益のためにはその方が良いという考え方です。

■ ステップファミリーとは？

近年、日本においても離婚をするカップルが増加していて、前の配偶者との子どもを連れて再婚をするケースが増えています。このように夫婦の一方または双方が子連れで再婚した家族のことをステップファミリーと呼ぶのだそうです。

ステップとは英語で『継関係』を表します。アメリカにおいて1970年代以降離婚・再婚が増加して、子連れ再婚家族をステップファミリーと呼ぶようになりました。一見すると、夫婦と子で成り立つ一般的な核家族なのですが、家族内の法律関係には課題があるようです。



- 連れ子と親の再婚相手は、実質的には共に生活をしているにも関わらず、「養子縁組」をしなければ法的な親子関係はありません。
- 養子縁組をすると、法的に親子になり、互いの相続関係が生じるなどしますが、親が再婚相手と離婚した場合に、当然に養子縁組が解消されるわけではありません。

家族が同じ氏を名乗ることを目的に養子縁組をするケースも多いようなのですが、その影響はとても大きいので、氏を同じにするためだけの法手続きを用意して欲しいという要望もあるようです。

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
設立・役員変更など
訴訟・調停・和解・破産など
任意後見契約・遺言・死後事務など